令和２年度山形県・山形市屋外広告物講習会 開催要項（受講者用）

屋外広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得していただくため、令和２年度山形県・山形市屋外広告物講習会を下記により開催いたします。

山形県内で屋外広告業を営む場合には、山形県屋外広告物条例（以下、「条例」という。）第 21 条の規定により、知事の登録を受けるとともに、条例第 23 条の規定により、営業所ごとに業務主任者を選任しなければならないことになっています（山形市が平成 31 年４月１日から中核市に移行したため、山形市内で屋外広告業を営む場合は、山形市に届出をする必要があります。）。

当講習会修了者を、業務主任者に選任することができますので、修了者のいない事業者の方は、是非受講してください。

また、条例等が一部改正され、屋外広告物の点検が義務化されました（平成 30 年 10 月１日施行。山形市でも点検が義務化されております。）。

点検は有資格者が行う必要があり、下記の有資格者はこの講習会を受講することにより、点検を行う資格を得ることができますので、是非受講してください。

＜当該講習会を受講することにより点検を行う資格を得ることができる者＞

一級建築士、二級建築士、一級建築施工管理技士、第一種電気工事士、第二種電気工事士、特殊電気工事資格者

１　開　催　日　　令和２年 10 月 26 日(月)及び 10 月 27 日(火)

２　開 催 場 所　　山形県自治会館　４階　　401 会議室　（山形市松波四丁目１－15）

３　受 講 者 数　　４０名程度（先着順）

４　講習科目及び日程

月　日	時　　間	内　　容
10 月 26 日（月）	10:15～10:45	受　付
	10:45～11:00	開講式
	11:00～12:00	屋外広告物に関する法令について(屋外広告物法、屋外広告物条例①)
	13:00～13:50	都市計画法について
	14:00～14:50	建築基準法について
	15:00～16:30	広告物の施工に関する事項について
10 月 27 日（火）	10:00～10:30	景観法について
	10:30～11:20	道路法について
	11:20～12:00	屋外広告物条例について②
	13:00～14:50	広告物の表示方法に関する事項について
	15:00～16:00	屋外広告物の安全管理について
	16:05～16:20	閉講式

５　**受講手数料**　　4,000 円（本申込み時、山形県収入証紙を貼付してください。）

６　**申 込 方 法**　　「令和２年度山形県･山形市屋外広告物講習会申込手続について」を参照ください。

７　**申 込 期 限**　　**仮申込み：令和２年 10 月　５日(月)**（郵送の場合は、当日消印有効）

本申込み：令和２年 10 月 19 日(月)

８　**申込上の注意**

（１）仮申込み者数が「３　受講者数」の定員に達した場合は、申込み期限前に受付を締切らせていただきますので、ご了承ください。

（２）受講本申込書の受理後に取消・変更等はできませんので、送付前に確認をお願いします。

（３）次の各号に該当する場合は一部講習科目が免除されます。免除を受けようとする方は、講習の一部免除承認申請書（様式第 17 号）を受講本申込書と一緒に提出し、承認を受けてください。

講習科目の一部を免除する者	免除する科目
建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士の資格を有する者	広告物の施工に関する事項
電気工事士法(昭和 35 年法律第 139 号)第 3 条に規定する電気工事士の資格を有する者	
電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 44 条第 1 項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者	
職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって帆布製品製造取付けに係るもの	

９　**申請書類の入手方法**

県のホームページからダウンロードいただくか、県担当までお問い合わせください。

（県ホームページの場合）

◇「やまがたの屋外広告物」を検索　＞　「屋外広告物講習会」から様式をダウンロード

ホームページアドレス：

https://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180032/okugaikoukokubutu/kousyuukai.html

（県担当へお問合せの場合）

「10　問合せ先」に電話または電子メールでご連絡ください。

10　**問合せ先**

山形県県土整備部県土利用政策課　景観・地域づくり担当

〒990-8570　　山形市松波二丁目８番１号

ＴＥＬ　023-630-2660　ＦＡＸ　023-630-2582

E-Mail　okugaikoukoku@pref.yamagata.jp

11　**山形県収入証紙の入手方法**

山形県証紙の取扱業者は、県ホームページ（会計局会計課）を参照ください。

◇「山形県証紙」で検索、もしくは、ホームページアドレス

https://www.pref.yamagata.jp/ou/kaikei/480001/02kenshoshi/2nd_kenshoshi.html

12　**その他**

（１）県で受講本申込書を受理した後、申し込み受理通知書、受講に際しての留意事項及び会場への案内図を受講者に送付いたします。（送付は受講申込締切後を予定しております）

（２）テキストとして、「屋外広告の知識」を使用します。テキストは事前にご準備いただくか、講習会当日、会場でも販売いたしますので、お買い求めください。（受講者特価で購入できます。ぎょうせい刊「屋外広告の知識」第五次改訂版：「法令編」税込 2,700 円、「デザイン編」税込 1,900 円、「設計・施工編」税込 2,500 円）

なお、事前に購入する場合の手続きの詳細は、本申込み後にご案内いたします。

（３）県外のため、山形県収入証紙を購入できない場合は、下記により現金書留で山形県庁内売店から購入することができます。（TEL 023-630-3011）

〒990-8570 山形市松波二丁目８番１号
山形県庁売店　あて
（「山形県収入証紙　4,000 円分購入希望」と明記。 返信用封筒を同封してください。）

（４）新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、県内での感染拡大を防止するため、感染拡大地域にお住いの方からの受講申込みをお断りさせていただく場合があります。

大変申し訳ありませんが、予めご了承くださいますよう、何卒お願いいたします。